

少量排出事業系ごみ収集登録用紙

以下の項目に同意します。(□にチェック)

- リーフレット「少量排出事業系ごみ収集について」で制度のルールを確認し、ごみを排出します。
 - 1回あたりのごみ排出量が市で定める排出量以下の事業所である
- ※条件に該当しない場合は、許可を有する収集運搬業者と契約するなどしてごみを処理してください。

事業所名			
代表者			
所在地	〒		
郵便物郵送先住所	〒 ※上記「所在地」と同じ場合には省略可		
電話番号		FAX 番号	
収集を希望する品目 (□にチェック)	<input type="checkbox"/> 可燃ごみ <input type="checkbox"/> 不燃ごみ 紙類 (<input type="checkbox"/> 新聞 <input type="checkbox"/> ダンボール <input type="checkbox"/> 雑誌・雑紙 <input type="checkbox"/> 紙パック)		
排出場所(見取図)	※ 道路、敷地、建物、排出場所、目印を記入 目印(可燃ごみ：☉ 不燃ごみ：☐ 紙類：☒) ※ 公道に面した敷地内に排出してください ※ ビルの場合、ビル管理者と調整のうえ、1階の適切な場所を確保してください。		

(市記入欄) No _____

- ※ ご記入いただいた情報は、事業系ごみ収集のために利用いたします。
- ※ 収集の開始は**登録完了から1週間後**になります。(登録完了後、郵送で収集開始日を通知いたします)
- ※ 各種資料(収集カレンダー等)も登録完了後に郵送いたします。
- ※ 移転や閉店等により収集が不要となった場合は、以下の問い合わせ先まで連絡のうえ、廃止届の提出をお願いします。

(問い合わせ先)
 〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号
 八王子市資源循環部 ごみ減量対策課 事業系ごみ減量担当
 TEL : 042-620-7256 FAX : 042-626-4506
 Eメール : b480100@city.hachioji.tokyo.jp